補助対象を確認するための、市町村民税所得割額の確認方法

補助対象：年収約360万円未満相当世帯。具体的には以下のとおり。
ひとり親等世帯・・・父母の市町村民税所得割額の合計が77,101円未満
ひとり親等以外の世帯・・・父母の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満

給食費補助金の対象の有無を判断するための市民税所得割額は、勤務先または市から送付される「市町村民税・県民税額決定通知書」等で確認ができます。

市民税の支払い方法が給与天引きか個人納付かによって通知書の用紙が異なりますが、それぞれの確認方法は下記に記載のとおりです。

通知は5～6月頃勤務先または市から送付されています。

市民税等が給与天引きの場合の通知書

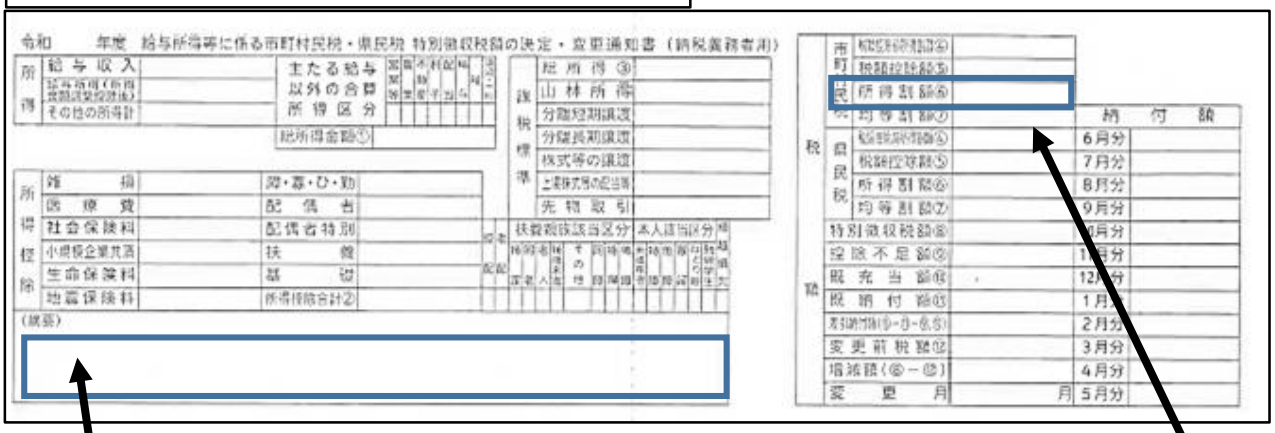

補助対象となる市町村民税所得割額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除は含みません。
摘要欄に「調整控除」のほかにこれらの控除が記載されている場合は、その金額を「⑥所得割額」に合算した額が目安です。「調整控除」以外の税額控除がない場合は、「⑥所得割額」の金額が目安です。

市民税等を個人納付している場合の通知書

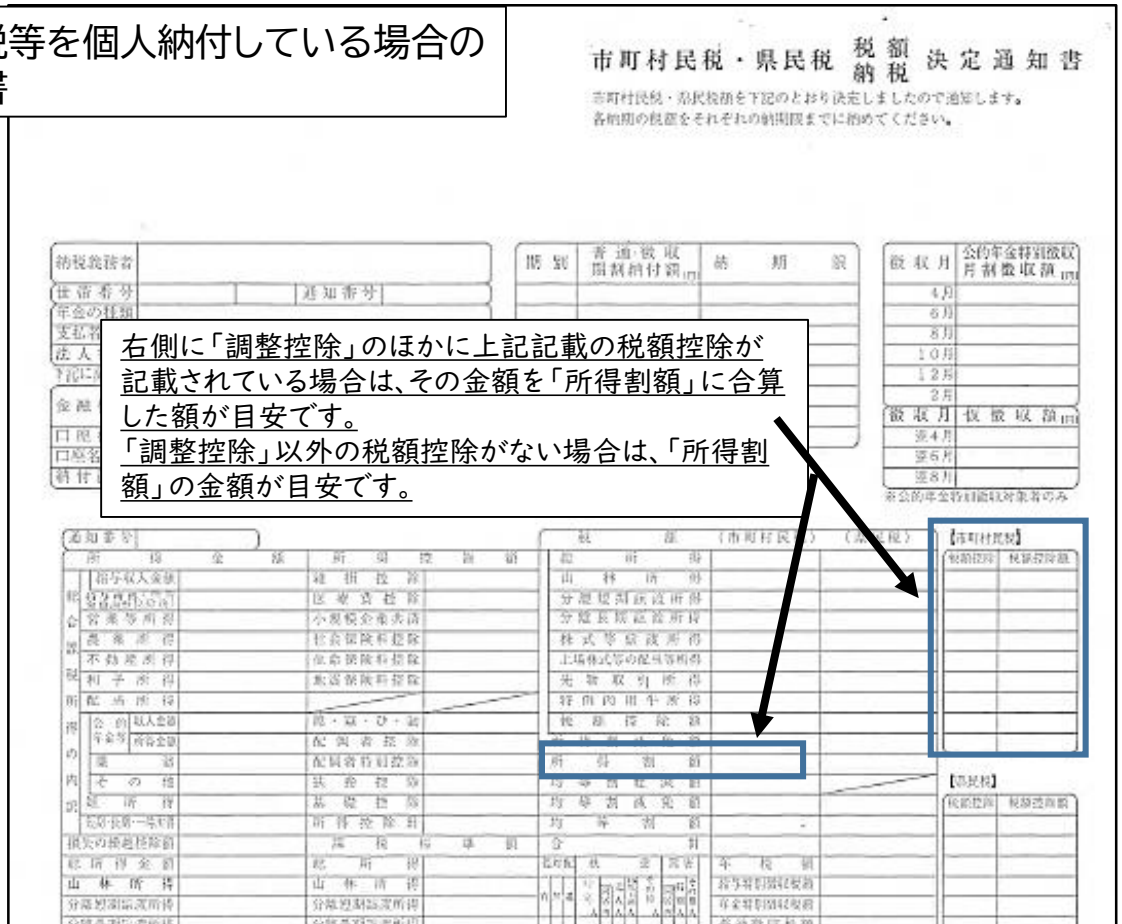

右側に「調整控除」のほかに上記記載の税額控除が記載されている場合は、その金額を「所得割額」に合算した額が目安です。
「調整控除」以外の税額控除がない場合は、「所得割額」の金額が目安です。